

## 金融労連新年度役員

金融労連第13回定期全国大会で選出された「金融労連新年度役員」は次の方々です。(敬称略)

中央執行委員長	中島 康隆 (滋賀銀行従組)
中央執行副委員長	中野 勉 (東京きらほしFG労組)
同	佐藤 一枝 (北洋銀行労組)
同	舟田 靖 (さわやか信金従組)
書記長	笹本 健治 (本部書記局)
中央執行委員	佐々木 嘉昭 (金融ユニオン)
同	古橋 誠 (神奈川銀行従組)
同	倉渾 友輔 (さわやか信金従組)
同	伴 邦雄 (関東金融労組)
同	林 宏之 (武生信金職組)
同	橋本 克弘 (京都北都信金従組)
同	長谷川 清志 (米子信金従組)

# 真の働き方改革の実現を 金融労連第13回定期全国大会

**労働組合が動くことで一石を投じ、それが波紋となって影響を広げ、多くの労働者の励みになるような運動を**

9月15〜16日、東京都千代田区において金融労連第13回定期全国大会が開催され全国から代議員、役員等77名(委任状含む)が参加され開催されました。この大会に当単組から中島委員長(金融労連・中央執行委員長)と小原執行委員(代議員)が参加しました。この大会では、2019年度の運動方針を決定したほか、「憲法改悪に反対する決議」「真の働き方改革の実現を求める決議」(2面に全文)などの決議が満場一致で採択されました。

定期大会は、中野副委員長が開会挨拶を行い、議長団に中島(世田谷信金労組)、黒田(金融ユニオン)を選出し進められました。大会の初めに中島中央執行委員長は、次のような挨拶をされました。

**「働き方改革」まだ施行されていない法案については廃案に!**

「6月に『働き方改革』一括法案が強行採決されたことを受け、金融の職場では生産性向上のもと、一人当たりの収益をより多く上げると目標の締め付けを行う一方で早帰りを進めるなど、仕事を要領よくやれと締め付けが強くなっている。さらに『働き方改革』で強制されるような働き方は回避したい。まだ施行され

**地域金融機関は地域の人々や経済が元気になることを考えるべき!**

また、地域金融機関の再編の動きでは、金融庁長官になった遠藤氏は『安易な再編は認めない』と言っているが、公正取引委員会が認可を渋っていたふくおかフィナンシャルグループと十八銀行の経営統合も認められるなど、再編・合併は



ていない法案については廃案に追い込む取り組みとともに、職場に導入させない取り組みをしていきたい。

なお今大会で、書記長の田畑俊郎さんと中央執行委員の忍田勝年さん退任されました。(写真は新役員)



〒520-0041 滋賀県大津市浜町1-38  
滋賀銀行従業員組合  
TEL 077-521-2775  
FAX 077-525-5232  
Mail info@sbu-ffs.com  
URL http://sbu-ffs.com/

### 機関紙コンクールで入賞

大会2日目の16日、機関紙コンクールの表彰がされました。入賞は東京きらほしFG労組、富山信金職組、滋賀銀行従組の3組合で、大会参加の小原執行委員が表彰を受けました。この機関紙コンクールは例年3月から6月に発行されたニュースや機関誌を対象に審査されるもので、当



単組は連続して受賞しています。今回は19紙誌の応募がありました。

進んでいる。フィンテックなどで他産業からの参入の動きも強まっている状況がある。地域金融機関は地域あつての金融機関であり、地域に住む人々や地域経済が元気になることを考えるべき。再編・統合で名前や形を変えて金融機関だけが生き残ったとしても、地域が元気になるはずにどんな意味がある。

**結びに「金融機関の在り方に」提言、「労働組合の役割」に言及**

金融労連として、協力関係にある有識者とも提携して、金融庁などに対し金融機関本来のあり方の提言をしていきたい。さらに地域経済に対しても、地域の公務労働者や零細・中小業者とも連携していきたい。私たち労働組合が動くことで一石を投じ、それが波紋となって影響を広げ、多くの労働者の励みになるような運動を広げていきたいと挨拶を結びました。

### 各組合の連携で経営側への提言が必要

討論では15名から発言があり、本部への要望、単組が抱える問題、官庁への要望、学習活動、組織拡大、働き方改革、職場の改善、パワハラ、人減らし、人事制度、障害者雇用政治問題など、多くの課題が提起されました。その内容はすべての金融機関に共通する課題で組合運動の参考になりました。とりわけ私の印象に残ったことは、30歳前後の若い人たちが、これからという時に中途退職するケースが増えていることです。これは、私たちの職場も同様で、これからの金融機関や金融行政のあり方が問われていますと同時に、改善には金融労働者の団結と各組合が連携し、経営側に提言することが必要であると改めて感じました。(小原信夫、全議案が満場一致で採択されました。最後に、舟田副委員長が開会のあいさつを行い、「団結ガンバロウ」を参加者全員で三唱し、終了しました。(機関紙「金融労連」288号を一部引用させていただきました)



# ストップ安倍改憲！ 憲法を守り生かそう！ 8時間働いて普通に暮らせる社会の実現を！ 滋賀県労連第32回大会

9月1日、草津市内において滋賀県労働組合総連合第32回定期大会が開催されました。大会には、18組織から85名の代議員（委任状含む）が出席しました。この大会では「ストップ安倍改憲！ 憲法を守り生かそう！8時間働いて普通に暮らせる社会の実現を！」をテーマに、野に組織と要求を前進させ、未来を切り開く。大会には、18組織から85名の代議員（委任状含む）が出席しました。この大会では「ストップ安倍改憲！ 憲法を守り生かそう！8時間働いて普通に暮らせる社会の実現を！」をテーマに、野に組織と要求を前進させ、未来を切り開く。

## 仲間を広げ、運動を強めよう

大会の初めに瀧上正昭議長は挨拶で、財界の求めに応じて、ねつ造とごまかしで労働法制を改悪した安倍政権を強く批判し「安倍政権を退陣に追い込み、8時間働けば普通に暮らせる社会を実現するために、仲間を広げ、運動を強めよう」と呼びかけました。



## 学ぶとは、真実を胸に刻むこと

つづいて全労連の岩橋祐治副議長が挨拶を兼ねて「情勢の特徴とたたかひの展望から労働組合をどう強化していくのか」をテーマに講演されました。

## 組合は労働者の命と健康を守る役割

情勢の特徴とたたかひの展望では、安倍三選と秋の臨時国会への自民党改憲草案の提出などに触れ、「労働法制改悪を職場に持ち込ませない闘いが重要。組合には労働者の命と健康を守る役割がある」と話されました。

## 職場と労働者の現状を直視しよう

テーマの「職場から労働組合をどう強化していくのか」について、職場と労働者の現状・現実を直視しよう！として、最近の職場の状況が、多忙化の進展、過労死などを生む長時間・過密労働の蔓延、サービスマンやパワハラ・セクハラ、いじめ・嫌がらせなどハラ



## たたかひを通じて労働組合を強化を

話は、職場から労働組合運動をどう強化していくの

## 職場の声

台風の日の帰りに

台風によりJRは不通となり、慣れない遠距離を車で行くことになりました。その日は、大荒れの天気です。定時退行の指示がありました。帰り際、上司に「お先に失礼します」と言った時に上司は「台風やし車の運転気をつけて帰りや」と言ってくれました。何気ない一言ですが上司の言葉にとっても温かみを感じました。私は、かつての上司に酷いことを言われてきたので、良い上司もいるものだと思います。

か？に進められ「たたかひを通じて労働組合を強化していこう！として「春闘・賃金闘争の再構築を通じた労働組合の強化」「組合民主主義の徹底と教宣活動の強化」「要求論議と要求づくりの重視」等、原則的な活動の大事さを話されました。

## 討論に14人が立ち運動を強める力に

次に、山元事務局長から第1号議案「2017年度経過報告」と「2018年度運動方針」が提案され討論が行われました。

討論には14人が立ち、春闘、職場の課題（パワハラ、雇用、労働時間など）、教育（学力テストなど）、平和（憲法など）、社会保障などの広範囲の課題について発言、課題を深め、一層の運動を強める力となりました。

なお、この大会で役員の一部改選が行われ新事務局長に衛藤浩司氏（コープしが労働組合）が就任されました。



今年6月29日参院本会議で、過労死を促進する残業代ゼロ制度（高度プロフェッショナル制度）を盛り込んだ「働き方改革」一括法案が自民党、公明党などの賛成で強行され、可決・成立しました。同日、過労死遺族や弁護士らが、採決強行を批判し、廃止を求めて運動を続けると表明。過労自殺した電通社員、高橋まつりさんの母親は、「過労死防止と矛盾する内容だ。命より人切な仕事なんてありえない」と訴えました。安倍首相が胸を張った「働き方改革国会」ですが、裁量労働制はデータねつ造が発覚し、適用拡大は法案から撤回に追い込まれ、高プロ制ではわずか12人の聞き取りを根拠に「労働者のニーズ」を強弁しました。

## 真の働き方改革の実現を求める決議

安倍首相が胸を張った「働き方改革国会」ですが、裁量労働制はデータねつ造が発覚し、適用拡大は法案から撤回に追い込まれ、高プロ制ではわずか12人の聞き取りを根拠に「労働者のニーズ」を強弁しました。

死遺族、市民が反対し、野党が結束して追及しました。法案は、過労死ラインの労働時間の上限規制を設定し長時間労働を容認するものであり、また、「雇用の流動化」という名のもと、多様で柔軟な不安定雇用を増やし、総額人件費を抑制する政策で、労働者保護法制を破壊し、「世界で一番企業が活躍しやすい国」を作ることにお墨付きを与えるものでした。

高プロ制は長時間労働に歯止めがなく、「成果で賃金を支払う」との政府の触れ込みは、法律に何の保証もない空証文です。年収1075万円以上の要件は見込みでよく、

高度の知識を持つ専門職という業務要件は省令任せ。「過労死が増え、労災認定は減る」との懸念は全く解消されませんでした。残業時間の上限規制は繁忙期について月100時間未満、2〜6カ月平均80時間を上限とします。高プロ制は来年4月から施行されます。通常残業、深夜残業、休日残業の労働時間の規制をなくし、48日間24時間連続労働を命じても違法ではありません。法律は成立しましたが、前代未聞の47項目もの付帯決議を付けざるを得ませんでした。「高プロ制で裁量を奪うよう

な成果や業務量を要求してはならない」「同一労働同一賃金を理由にした、通常の労働者の待遇引き下げは、改正の趣旨に反すると周知徹底する」など、法律にはない対策を求めています。これら付帯決議に基づく実効性ある省令を作らせるとともに、職場で高プロ制や「過労死ライン」容認の残業上限を実施させない運動が重要になっていきます。私たち金融労連は、安倍政権の『働き方改革』の狙いとその本質を多くの労働者に宣伝し、国民や働く仲間と連帯して、8時間働けばともに暮らせる「真の働き方改革」の実現を目指します。以上、決議する。

2018年9月16日  
全国金融労働組合連合会  
第13回定期全国大会